

証券コード 373A
2025年11月12日
(電子提供措置の開始日 2025年11月5日)

株主各位

東京都渋谷区神宮前三丁目1番30号
株式会社リップス
代表取締役社長 的 場 隆 光

第18回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第18回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://lipps.co.jp/ir/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記ウェブサイトアクセスして、「銘柄名(会社名)」に「リップス」または「コード」に当社証券コード「373A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年11月26日（水曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、３頁の「議決権行使方法についてのご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 2025年11月27日（木曜日）午前10時
（受付時間 午前9時30分） |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
サピアタワー
ステーションコンファレンス東京 5階 503BCD会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。） |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 第18期（2024年9月1日から2025年8月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 議 案 | 取締役5名選任の件 |

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使方法についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前の議決権行使をいただく場合

書面による議決権行使

行使期限

2025年11月26日（水曜日）
午後6時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようにご返送ください。

「スマート行使」によるご行使

行使期限

2025年11月26日（水曜日）
午後6時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁
をご覧ください。

インターネットによるご行使

行使期限

2025年11月26日（水曜日）
午後6時行使分まで

パソコン、スマートフォン等から、
議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁
をご覧ください。

当日ご出席いただく場合

株主総会へ出席



株主総会開催日時

2025年11月27日（木曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
開会直前には会場受付が混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット等（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明の場合は、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

 0120-652-031 (9:00~21:00)

「スマート行使」によるご行使

① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

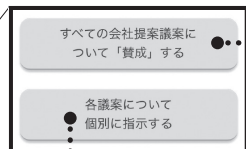


※QRコード®は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

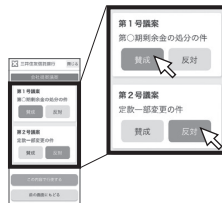
② 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。

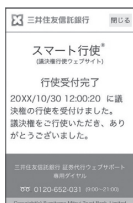


③ 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④ 全ての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です。）。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主さまのご負担となります。

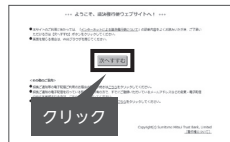
※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによるご行使

① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



<https://www.web54.net>



「次へする」をクリック

② ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。

議決権行使コード



③ パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

※ご自身で「パスワード」を設定されていない株主様は、新しい「パスワード」をご登録いただく必要があります。

パスワード



以降は画面の案内に従って
賛否をご登録ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役5名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役5名全員は任期満了となります。つきましては、改めて取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	ま と ば た か み つ 的 場 隆 光 (1966 年 4 月 3 日 生)	2000年 5 月 株式会社リップス（現株式会社リップスヘア）設立、代表取締役社長	1,273,000株
		2008年 4 月 当社設立、代表取締役社長（現任）	
		2019年 6 月 株式会社リップススタイル設立、代表取締役社長	
		2022年 1 月 株式会社Akeru設立、代表取締役社長（現任）	
	(取締役候補者とした理由) 当社の創業者であり、サロン事業及び商品開発に精通し、当社のブランドにかかわるデザインの創造やコンセプトの決定など経営方針をはじめとした事業活動全般において、重要な役割を果たしていることから取締役候補者といたしました。		
2	な が し ま み き た け 長 島 幹 孟 (1985 年 4 月 5 日 生)	2011年 6 月 カタセ株式会社入社	— 株
		2016年 4 月 当社入社	
		2020年 4 月 当社商品事業部長	
		2020年 6 月 当社取締役商品事業部長（現任）	
	(取締役候補者とした理由) 当社の商品事業に長年携わっており、業界知見も豊富で商品開発から営業活動までのプロセス全般にかかわり、当該事業の業容拡大に貢献してきました。引き続き業容拡大に貢献すると判断したことから取締役候補者といたしました。		

候補者 番 号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
3	う え は ら だ い す け 上 原 大 輔 (1979 年 9 月 11 日 生)	2001年 8 月 同風会法律事務所入所	— 株
		2007年 6 月 株式会社ブロード・レジデンシャル・インベストメント（現株式会社BRI）入社	
		2010年 1 月 M&Aキャピタルパートナーズ株式会社入社	
		2015年12月 同 取締役企画管理部長	
		2016年10月 株式会社レコフ取締役	
		2016年10月 株式会社レコフデータ取締役	
		2021年 9 月 当社取締役経営管理部長（現任）	
	(取締役候補者とした理由) 当社参画後は経営管理部門を統括し、上場準備や経営計画の策定のほか、経営管理部門の体制強化などに寄与し、経営管理部門の業務全般において重要な役割を果たしてきたことから、引き続き当社の企業価値向上に資すると判断したため取締役候補者といいたしました。		

候補者 番 号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
4	にし ざわ たみ お 西 澤 民 夫 (1943 年 6 月 17 日 生)	1966年 4 月 中小企業金融公庫（現株式会社日本政策金融公庫）入庫	一 株
		1985年 4 月 山一証券株式会社入社 同社より山一ユニベン株式会社へ出向	
		1987年11月 山一ユニベン・ロサンゼルス支店長	
		1990年11月 山一ファイナンス・アメリカ・インク社長	
		1992年 6 月 山一ファイナンス株式会社投資コンサルタント部部长	
		1998年 2 月 日本エスアンドティー株式会社代表取締役社長（現任）	
		2006年 4 月 株式会社高滝リンクス倶楽部代表取締役	
		2006年11月 M&Aキャピタルパートナーズ株式会社取締役（現任）	
		2009年 8 月 ラオックス株式会社（現ラオックスホールディングス株式会社）監査役	
		2014年 2 月 独立行政法人科学技術振興機構（現国立研究開発法人科学技術振興機構）スタートアップ出資・支援室推進プログラムオフィサー（現任）	
		2019年 8 月 株式会社アールエスシー代表取締役	
		2021年 5 月 株式会社Yamatoさわかみ事業承継機構（現株式会社事業承継機構）監査役（現任）	
		2021年 8 月 特定非営利活動法人子どもへの学習支援基金代表理事（現任）	
		2021年 9 月 株式会社松富士監査役（現任）	
		2021年11月 当社取締役（現任）	
（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） これまでに多くの企業に携わり、上場会社の役員も歴任し、経営全般に幅広い専門的知見を有していることから、当社の経営上の判断、成長フェーズにおける方針決定などへの具体的な意見具申を期待し、社外取締役候補者といたしました。また、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。			

候補者 番 号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
5	ふじ た あき ひさ 藤 田 明 久 (1965 年 11 月 17 日生)	1991年 4 月 株式会社電通入社	— 株
		1996年 7 月 株式会社サイバー・コミュニケー ションズ（現株 式 会 社 CARTA COMMUNICATIONS）取締役	
		2000年 6 月 株式会社ディー・ツー・コミュニケー ションズ（現株式会社D2C）代 表取締役社長	
		2010年 6 月 株式会社電通デジタル・ホールデ ィングス（現株式会社電通イノベ ーションパートナーズ）取締役専 務執行役員	
		2014年 6 月 株式会社ぐるなび代表取締役副社 長	
		2017年 6 月 株式会社ぼど（現株式会社中広メ ディアソリューションズ）取締役 副社長	
		2018年 6 月 株式会社瀬戸内ブランドコーポレ ーション代表取締役社長	
		2022年 6 月 インフォコム株式会社社外取締役	
		2022年 6 月 株式会社ミクシィ（現株式会社 MIXI）社外取締役（現任）	
		2023年 5 月 サインポスト株式会社社外取締役 （現任）	
		2024年 9 月 当社取締役（現任）	
		(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 様々な企業において代表取締役社長を含めた経営経験が豊富であり、当社の経営方針の決定などへの具体的な意見具申を期待し、社外取締役候補者といいたしました。また同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年2ヶ月となります。	

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西澤民夫氏及び藤田明久氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、取締役候補者西澤民夫氏及び藤田明久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 当社は、西澤民夫氏及び藤田明久氏の間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額を上限としております。両氏の選任が承認された場合は、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 的場隆光氏の所有する当社の株式数には、同氏の資産管理会社が所有する株式数も含めて記載しております。

以 上

事業報告

(2024年 9 月 1 日から
2025年 8 月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の拡大が消費を下支えするなか、緩やかな回復基調で推移しました。一方で先行きについては、物価上昇の継続に伴う消費マインドの低下や、米国をはじめとする各国の通商政策などにより依然として不透明な状況が続くと予想されます。

このような状況下で当社におきましては、ヘアワックスシリーズを中心に小売店への配荷が拡大したことに加え、Amazonを中心とするEC通販サイトにおいて「スタイリストシャンプー＆トリートメント」などの出荷が引き続き伸長したことにより、過去最高の売上高を更新しました。

この結果、当事業年度における当社の売上高は4,409,577千円（前年同期比17.2%増）となりました。利益面につきましては、売上の増加に伴い運送費が増加したことや、事業拡大に伴い人員増強を図ったことなどにより販売費及び一般管理費が増加し、営業利益は949,306千円（前年同期比31.7%増）、経常利益は940,739千円（前年同期比30.8%増）、当期純利益は652,302千円（前年同期比53.9%増）となりました。

セグメント別の概況は、次のとおりとなります。

(商品事業)

商品事業は、9月に「スタイリストヘアマスク」、10月に「ハンドスタイリングクリーム」及び「スタイリングバーム」などヘアケア、スキンケア、スタイリング剤の各カテゴリーに新商品を投入し、商品ラインナップの拡充を図るとともに、新商品等の認知拡大及び新規顧客の獲得を目的として、新商品と既存商品を組み合わせた企画品のセット販売や、特定小売店向けの限定商品の販売など様々なプロモーション施策を実施しております。

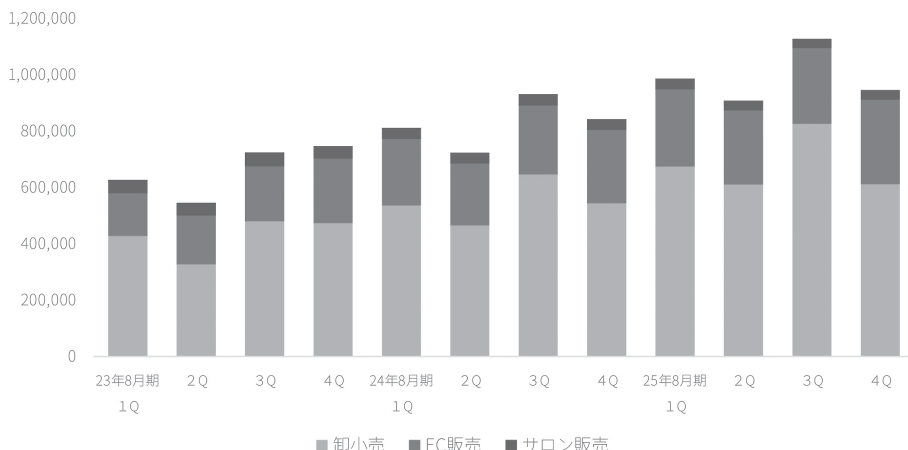
また、スキンケア、メイクアップブランドである「LIPPS BOY(リップスボーイ)」の初の旗艦店「LIPPS The Flagship~The Standard of Men's Beauty~」を渋谷にオープンし、商品の体験を通じたフェイススタイリングの提案を発信する取り組みも行っております。

さらに、EC通販において新たなユーザーの獲得を企図し、2024年9月に楽天市場に公式ショップを開設、2025年4月にはZOZOTOWNにLIPPSストアを

開設しました。売上については、楽天市場・ZOZOTOWNともに計画通り順調に推移しております。

なお、2023年8月期以降の四半期ごとの商品売上の販売チャネル別推移は次のとおりとなります。

(単位：千円)



この結果、当事業年度における商品事業のセグメント売上高は3,968,931千円（前年同期比19.9%増）、セグメント利益は785,864千円（前年同期比28.9%増）となりました。

(サロンフランチャイズ事業)

サロンフランチャイズ事業は、近年ヘアサロン業界でシェアサロンの普及やフリーランスの増加により、人材の流動化が進んでおり、安定的な人材確保と育成が大きな課題となっております。こうした市場環境を踏まえ、当社ではスタイリストの早期デビュー及び戦力化を目的に、アカデミー機能（教育・研修）及び集客の強化に注力しております。その取り組みの一環として、技術習得の効率化と教育の質の向上を図るべく、カット技法を3Dで再現したVR映像学習アプリを開発し、フランチャイズ店舗の従業員に向けて提供しております。

この結果、当事業年度におけるサロンフランチャイズ事業のセグメント売上高は440,646千円（前年同期比2.3%減）、セグメント利益は163,441千円（前年同期比46.9%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は、ソフトウェア等を中心に11,836千円となりました。当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。なお、事業セグメントに資産を配分していないため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 資金調達の状況

2025年6月30日に東京証券取引所グロース市場へ株式上場し、公募増資による50,000株の新株発行により、総額143,980千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

① 商品事業の課題

当社の成長は商品事業に依存しております。当社はメンズコスメ市場のなかでもスタイリング剤を含むヘアケア商品において代表的な商品群を有しておりますが、その他の商品群については販売実績が乏しいのが実情となっております。各施策の実行によりメンズビューティーブランドとしての知名度がさらに上がれば、これらの商品群のシェア拡大も見込めると考えております。また「LIPPS」ブランドと顧客層を活かしたメンズコスメ以外の商品の企画・開発と、これまでに開拓してきた販路を活用した新規領域についても模索しながら中長期的なブランドの形成を図っていきます。

② サロンフランチャイズ事業の課題

当社がフランチャイズ事業を展開するヘアサロン業界においては、シェアサロンというビジネスモデルが台頭しフリーランスへの転身が容易になったことで業界全体で人材の流動化が加速しております。当社のフランチャイズ加盟先においても離職率が高止まりしており、人材の流出が店舗経営上の課題となっております。当社はフランチャイザーとして離職率低下に向けた経営助言を行い、あるいはスタイリストになるための技能習得支援を強化するなどの対策を講じておりますが、美容師のキャリアパスが変容していくなかで、将来のヘアサロン業態の在り方についても模索する必要があると考えており、中期的な課題として取り組んでおります。

③ 優秀な人材の確保と教育

優秀な人材の確保と教育が企業成長の重要な要素となっております。当社は事業規模が小さいながらも組織的な業務運営を行うための体制を構築しておりますが、事業拡大に伴いさらなる体制強化を図る必要があります。また離職率の増加も企業成長の大きなリスクとなることから、従業員エンゲージメントを考慮した

インナーブランディング、福利厚生、インセンティブ制度の設計なども積極的に取り組んでおります。一方で事業拡大や新規事業の機会を模索するため、あるいはこれらに付随して人員増加による事務所スペースの確保など、人材関連投資費用が先行してしまい当社の利益率を低下させる可能性もあります。しかしながらこれらの戦略や計画を十分に検討したうえで、成長機会に挑戦していきます。

(5) 財産及び損益の状況

区分		第15期 (2022年8月期)	第16期 (2023年8月期)	第17期 (2024年8月期)	第18期 (当事業年度) (2025年8月期)
売 上 高	(千円)	1,012,299	3,106,810	3,760,918	4,409,577
経 常 利 益	(千円)	193,017	770,355	719,441	940,739
当 期 純 利 益	(千円)	135,788	539,093	423,712	652,302
1株当たり当期純利益	(円)	71.03	215.64	169.48	260.01
総 資 産	(千円)	2,527,549	2,982,738	3,252,877	4,073,825
純 資 産	(千円)	1,860,625	2,399,718	2,823,430	3,617,693
1株当たり純資産額	(円)	743.44	959.08	1,128.56	1,418.70

- (注) 1. 当社は2025年3月15日付で普通株式1株につき25株の株式分割を行っておりますが、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 第15期につきましては、決算期の変更に伴い、2022年4月1日から2022年8月31日までの5ヶ月間となっております。

(6) 主要な事業内容

事業区分	事業内容
商品事業	ヘアケア商品を中心とした男性用化粧品企画・販売事業
サロンフランチャイズ事業	メンズヘアサロン「LIPPS hair」のフランチャイズ事業

(7) 主要な営業所及び使用人の状況（2025年8月31日現在）

①主要な営業所

名称	所在地
本 社	東京都渋谷区神宮前三丁目1番30号

②使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
48名	9名増	33.8歳	2.1年

（注）使用人数は就業人員であり、臨時従業員（アルバイト、パートタイマー）を含んでおりません。

(8) その他会社の現況に関する重要な事項

① CSR活動について

当社は社会貢献活動として、持続可能な社会の実現のため廃プラスチックやCO2排出の影響を受けている「海」や「森」など自然の保全活動を行う団体に、収益の一部を寄付しております。企業としての責任を果たすため、今後もこのような取り組みに貢献していきたいと考えております。

② 株式上場について

当社株式は2025年6月30日に東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。

2. 株式に関する事項（2025年8月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 10,000,000 株

(2) 発行済株式の総数 2,550,000 株

(3) 株主数 1,338 名

(4) 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
株式会社Akeru	1,050,000	41.18
的場 隆光	223,000	8.75
株式会社SBI証券	211,131	8.28
楽天証券株式会社	183,800	7.21
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	104,500	4.10
NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN FLOW	47,400	1.86
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	40,090	1.57
松井証券株式会社	38,500	1.51
伊藤 伸	35,100	1.38
JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO	32,200	1.26

(5) その他株式に関する重要な事項

- ・ 2025年3月15日付で普通株式1株につき25株の割合で株式分割を行っており、発行済株式の総数が2,400,000株増加しております。
- ・ 2025年6月29日を払込期日とする公募増資による新株式の発行により、発行済株式の総数が50,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ71,990千円増加しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名称		第1回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議日		2022年3月16日	2023年3月30日
新株予約権の数		5,570個	2,330個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 139,250株 (新株予約権1個につき25株) (注) 1	普通株式 58,250株 (新株予約権1個につき25株) (注) 1
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 838円 (1株当たり 34円) (注) 1	新株予約権1個当たり 40,000円 (1株当たり 1,600円) (注) 1
新株予約権の行使期間		自2024年3月31日 至2032年3月16日	自2025年3月30日 至2033年3月29日
新株予約権の主な行使条件		(注) 2	(注) 2
役員の保有状況	取締役	新株予約権の数 3,000個 目的となる株式数 75,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 600個 目的となる株式数 15,000株 保有者数 2名
	社外取締役	新株予約権の数 1,500個 目的となる株式数 37,500株 保有者数 1名	—
	監査役	—	—

名称		第4回新株予約権
発行決議日		2024年3月29日
新株予約権の数		4,350個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 108,750株 (新株予約権1個につき25株) (注) 1
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 37,500円 (1株当たり 1,500円) (注) 1
新株予約権の行使期間		自2026年3月30日 至2034年3月29日
新株予約権の主な行使条件		(注) 2
役員の保有状況	取締役	新株予約権の数 1,500個 目的となる株式数 37,500株 保有者数 1名
	社外取締役	—
	監査役	—

(注) 1. 2025年3月15日付で行った普通株式1株を25株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

2. 第1回新株予約権、第3回新株予約権及び第4回新株予約権の行使の主な条件は下記のとおりであります。

①新株予約権発行時において当社取締役または従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役または監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があり、かつ当社取締役会の承認がある場合はこの限りではない。

②新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

③その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年8月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	的 場 隆 光	株式会社Akeru 代表取締役社長
取 締 役	長 島 幹 孟	商品事業部長
取 締 役	上 原 大 輔	経営管理部長
取 締 役	平 剛	サロン事業部担当
取 締 役	西 澤 民 夫	日本エスアンドティー株式会社 代表取締役社長 M&Aキャピタルパートナーズ株式会社 取締役 国立研究開発法人科学技術振興機構 スタートアップ出資・ 支援室推進 プログラムオフィサー 株式会社事業承継機構 監査役 特定非営利活動法人子どもへの学習支援基金 代表理事 株式会社松富士 監査役
取 締 役	藤 田 明 久	株式会社MIXI 社外取締役 サインポスト株式会社 社外取締役
監 査 役	本 橋 唯 志	—
監 査 役	飯 野 泰 子 (戸籍上の氏名は 梅 田 泰 子)	飯野法律事務所 代表 昭光通商株式会社 社外監査役
監 査 役	三 浦 太	M'sGAパートナーズ事務所 代表 株式会社魚金 社外取締役 株式会社MetaMoJi 社外取締役

- (注) 1. 取締役西澤民夫氏及び藤田明久氏は社外取締役であります。
2. 監査役本橋唯志氏、飯野泰子氏及び三浦太氏は社外監査役であります。
3. 当社は、取締役西澤民夫氏、藤田明久氏、監査役本橋唯志氏、飯野泰子氏及び三浦太氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役本橋唯志氏は事業会社における豊富な監査経験を有しており、会計及び内部統制全般に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役飯野泰子氏は弁護士の資格を有しており、法律に関する専門的な知見を有しております。
6. 監査役三浦太氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的な知見を有しております。
7. 平剛氏は2025年9月30日付けで辞任いたしました。なお当該取締役の地位及び担当は辞任時の地位及び担当であります。

(2) 事業年度中に退任した取締役

退任時の地位	氏名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任日
取締役	阿 部 敬	野村キャピタル・パートナーズ株式会社 代表取締役	2025年5月19日
取締役	倉 山 竜 二	野村キャピタル・パートナーズ株式会社 社員	2025年5月19日

(注) 取締役阿部敬氏及び倉山竜二氏は、辞任による退任であります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、任務を怠ったことによる会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、社外取締役西澤民夫氏、藤田明久氏ならびに、社外監査役本橋唯志氏、飯野泰子氏、三浦太氏との間に当該契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度としております。

なお、2025年5月19日付けで辞任により退任した社外取締役阿部敬氏及び倉山竜二氏とも同様の責任限定契約を締結しておりました。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。これにより、被保険者が会社役員等の地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

当該保険料については取締役会決議に基づき全額会社負担としております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、取締役の報酬の決定に際しては、役位、職責、当社の業績や規模、他社の報酬水準等を総合的に考慮して決定します。また、取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬のみとし、業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等は、原則として支給いたしません。

なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定に際しては社外取締役及び社外監査役から適切な助言を受けております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2021年6月15日開催の第13回定時株主総会において年額200百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名となります。

また監査役の金銭報酬の額は、2024年8月28日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（同日に決議された2024年9月1日就任予定の者を含む。）となります。

③取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	対象となる 役員の員数 (人)	報酬等の種類別の額（千円）			報酬等の総額 (千円)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役（社外取締役を除く。）	4	99,400	—	—	99,400
社外取締役	2	7,100	—	—	7,100
社外監査役	3	10,944	—	—	10,944
計	9	117,444	—	—	117,444

（注） 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 社外取締役の員数は、期中で辞任した無報酬の社外取締役2名を除いております。

(6) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況	兼職先と当社との関係
社外取締役	西 澤 民 夫	・日本エスアンドティー株式会社 代表取締役社長 ・M&Aキャピタルパートナーズ株式会社 取締役 ・国立研究開発法人科学技術振興機構 スタートアップ出資・支援室推進 プログラムオフィサー ・株式会社事業承継機構 監査役 ・特定非営利活動法人子どもへの学習支援基金 代表理事 ・株式会社松富士 監査役	日本エスアンドティー株式会社をはじめ他の会社等の役員等を兼務しておりますが、これらの会社等との間で開示すべき取引関係はありません。
社外取締役	阿 部 敬	・野村キャピタル・パートナーズ株式会社 代表取締役	当社の株主である野村キャピタル・パートナーズ第一号投資事業有限責任組合の無限責任組合員の代表取締役でもあります。同社との間で開示すべき取引関係はありません。
社外取締役	倉 山 竜 二	・野村キャピタル・パートナーズ株式会社 社員	当社の株主である野村キャピタル・パートナーズ第一号投資事業有限責任組合の無限責任組合員の従業員でもあります。同社との間で開示すべき取引関係はありません。

地位	氏名	重要な兼職の状況	兼職先と当社との関係
社外取締役	藤 田 明 久	・株式会社MIXI 社外取締役 ・サインポスト株式会社 社外取締役	株式会社MIXIをはじめ他の会社の役員を兼務しておりますが、これらの会社等との間で開示すべき取引関係はありません。
社外監査役	飯 野 泰 子	・飯野法律事務所 代表 ・昭光通商株式会社 社外監査役	飯野法律事務所をはじめ他の会社等の役員等を兼務しておりますが、これらの会社等との間で開示すべき取引関係はありません。
社外監査役	三 浦 太	・M'sGAパートナーズ事務所 代表 ・株式会社魚金 社外取締役 ・株式会社MetaMoJi 社外取締役	M'sGAパートナーズ事務所をはじめ他の会社等の役員等を兼務しておりますが、これらの会社等との間で開示すべき取引関係はありません。

②当事業年度における主な活動内容

地位及び氏名	主な活動状況等
社外取締役 西 澤 民 夫	当事業年度開催の取締役会には17回中16回に出席し、議案の審議に必要な意見を述べております。
社外取締役 阿 部 敬	社外取締役退任までに開催の取締役会には12回中全てに出席し、議案の審議に必要な意見を述べております。
社外取締役 倉 山 竜 二	社外取締役退任までに開催の取締役会には12回中全てに出席し、議案の審議に必要な意見を述べております。
社外取締役 藤 田 明 久	当事業年度開催の取締役会には17回中全てに出席し、議案の審議に必要な意見を述べております。
社外監査役 本 橋 唯 志	当事業年度開催の取締役会には17回中16回に出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。 また同様に、当事業年度開催の監査役協議会3回及び監査役会10回には全て出席し、監査役会監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役 飯 野 泰 子	当事業年度開催の取締役会には17回中全てに出席し、弁護士としての見識に基づき適宜質問し、意見を述べております。 また同様に、当事業年度開催の監査役協議会3回及び監査役会10回には全て出席し、監査役会監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役 三 浦 太	当事業年度開催の取締役会には17回中全てに出席し、公認会計士としての見識に基づき適宜質問し、意見を述べております。 また同様に、当事業年度開催の監査役協議会3回及び監査役会10回には全て出席し、監査役会監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、監査計画の内容、品質管理の状況、職務遂行状況、監査法人の独立性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を確認し検討を行った結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務の遂行状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2023年8月15日に開催された取締役会において、内部統制システムに関する基本方針を定める決議を行っており、現在、その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 各取締役は取締役会及び経営会議の場で他の取締役の業務執行につき報告を受け、相互の業務執行について法令及び定款に適合しているかを監督します。
- (b) コンプライアンス全体を統括する組織として「コンプライアンス委員会」を設置し、「コンプライアンス規程」に基づき取締役及び使用人が、それぞれの立場でコンプライアンスの理解、維持、問題点の把握に努め業務の運営にあたります。
- (c) コンプライアンス委員会は、内部監査人との連携を保ち、コンプライアンスの実施状況を管理・監督するとともにコンプライアンス担当部署を通じて定期的に社内指導を行い、これらの活動が取締役会及び監査役に報告される体制を構築します。
- (d) 社長に任命された内部監査人により、法令、定款及び社内規程等の遵守状況の監査を実施し、問題点の指摘及び改善策の提案等を行います。
- (e) 不正行為、違法行為等に関して使用人が直接報告、相談できる仕組みとして内部通報規程を定め、内部通報窓口を設置することにより不正行為の早期発見と是正を図ります。
- (f) 法令・定款等の違反行為に対しては、懲戒規定に基づき厳正に処分します。
- (g) 反社会的勢力による不当要求に対し組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他の一切の関係を持たない社内体制を整備します。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「職務権限規程」等に基づいて決裁した稟議書、申請書の文書等、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体で適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存します。また、取締役の職務の執行に係る情報の作成・保存・管理状況について監査役の監査を受けます。
- (b) 情報セキュリティについては「情報システム管理規程」に基づき、情報セ

セキュリティに関する責任体制を明確にし、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する体制を構築します。

- (c) 会社の重要な情報の開示に関連する「適時開示規程」に基づき、法令等または取引所の諸規則等の要求に従い開示すべき情報が適正、適時かつ公平に開示される体制を整備します。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) リスク管理担当役員は、「リスク管理規程」に基づき、常時リスク管理体制の構築、改善、運用及び各部門への啓蒙、指導を行います。
- (b) 各部門長は、経営に影響を及ぼす不測の事態が発生した場合、速やかにリスク管理担当役員に報告し、リスク管理担当役員は、迅速・的確に対応できる体制を構築し、取締役会及び監査役へ報告します。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定時取締役会を原則として毎月1回程度開催するとともに、必要に応じ臨時取締役会を適宜開催します。経営方針に関わる重要事項については、事前に代表取締役、その他必要な取締役が十分な審議を行ったうえで、取締役会に諮るものとします。
- (b) 取締役会は、経営理念と変動する社会・経済状況を基にして作成された中期経営計画及び総合予算を決定し、各業務執行取締役はその目標達成のために各部門の具体的な行動計画の設定を行います。また、経営目標の計画実行の進捗に対して、月次の業務管理及び改善活動を行います。
- (c) 取締役会は、中期経営計画及び年間予算を決定し、その執行状況を監督します。
- (d) 各管掌取締役は、取締役会で定めた中期経営計画及び年間計画に基づき効率的な職務執行を行い、年間計画の進捗状況については、経営会議で確認し、取締役会に報告します。
- (e) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織・役職管理規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」に定めるところにより、取締役会が任命する代行者の指揮のもと行います。

⑤監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、既存組織と

独立した適切な体制を整備します。また当該使用人の取締役からの独立性と監査役の指示の実行性を確保するため、当該使用人の任命・異動・評価等、人事に関する事項の決定には、監査役の同意を必要とします。

- ⑥取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その監査役への報告に関する体制、監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は、取締役会その他重要な会議体への監査役の出席を通じて職務の執行状況を報告するほか、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、または当社に損害を及ぼす事実を知ったときは、遅延なく監査役に報告することを周知徹底し、監査役は必要に応じて取締役または使用人に対し報告を求めることができるものとします。

また当社は監査役への報告・通報したことを理由として、当該取締役及び使用人に対して解任、解雇その他いかなる不利な取扱いも行わないための諸規程を整備、周知します。

- ⑦監査役の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役会または監査役がその職務の執行について生じる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

- ⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は代表取締役と定期的な意見交換会を開催します。また、監査役の求めに応じ、監査役と内部監査人及び会計監査人(株式公開前にあつては準金法監査を契約する監査法人)との間で連絡会を開催するほか、各種会議への監査役の出席を確保するなど、監査役の監査が実効的に行われるための体制を整備します。

- ⑨反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「反社会的勢力等対策規程」において反社会的勢力に対する基本方針を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求等を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応し、金銭その他の経済的利益を提供しません。また「特殊暴力防止対策連合会」等へ加盟し、地元警察との連携、外部情報の収集を図り、反社会的勢力の徹底排除を図ります。

⑩業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (a) 当事業年度において取締役会は12回、臨時取締役会は5回開催され、法令及び定款その他各種規定に基づき、経営上の重要な事項に関する審議・決議及び業務執行状況の監督を行っております。また、経営会議は24回開催され、各事業部の課題検討、各種施策の提案、結果の検証・報告を行い、効率的かつ効果的な事業運営を行っております。
- (b) 当事業年度においてコンプライアンス委員会を2回開催し、コンプライアンス、リスク管理上の課題について議論し、取締役会において報告しております。
- (c) 販売関連の法令遵守やハラスメント防止に関する研修を実施するとともに、内部通報制度や労務管理等に関する情報を定期的に役員及び社員に周知することで、コンプライアンスに関する知識と意識の向上を図っております。
- (d) 内部通報制度について、内部通報規程を定め内部通報窓口を設置しております。また、社外弁護士窓口を設けることで独立性の確保を図っております。
- (e) 当社は「反社会的勢力等対策規程」及び「反社会的勢力等対策マニュアル」に従って、取引先、株主、役員、従業員に対して反社チェックを実施し、問題がないことを確認しております。
- (f) 当社では、各種規程について適宜見直しを行い、必要に応じて専門家の意見を取り入れながら、規程の改定や新設を実施しております。また、規程の改定や新設をした際には、従業員に対して内容の説明を行うとともに、従業員がいつでも閲覧できるように整備しております。
- (g) 内部監査人は、内部統制システムの整備及び運用状況について定期的にモニタリングを実施するとともに、必要に応じて代表取締役を通じて被監査部門に対し改善指導を行っております。
- (h) 監査役は、取締役会や経営会議等の重要な会議への出席、代表取締役との意見交換、取締役等に対するヒアリングを通じて、経営状況や課題、コンプライアンス、リスク管理等に関する意見交換を行っているほか、重要書類の閲覧に加え、内部監査人や監査法人との定期的な意見交換を行っております。

(2) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を最重要視し、収益力の強化を図るとともに、継続的かつ安定的な配当の実施を基本方針としております。ただし、現時点において

は、配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

現在、当社は成長途上にあるため、今後の事業展開と財務基盤強化のために必要な内部留保の確保を優先し、事業拡大を目指すことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。なお、内部留保資金につきましては、新商品の開発、訴求力の高いプロモーション施策の実施、人材の採用・育成の強化などに優先的に充当し、事業拡大と事業基盤の強化を図っていく予定であります。

貸 借 対 照 表

(2025年8月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,943,738	流動負債	432,432
現金及び預金	2,652,576	買掛金	30,491
売掛金	614,696	未払金	93,764
商品及び製品	503,870	未払費用	21,142
原材料及び貯蔵品	94,664	未払法人税等	150,643
前払費用	73,624	契約負債	324
その他	4,306	預り金	9,433
固定資産	130,087	賞与引当金	43,942
有形固定資産	37,516	その他	82,689
建物附属設備	33,770	固定負債	23,700
減価償却累計額	△3,712	預り保証金	23,700
建物附属設備（純額）	30,057	負債合計	456,132
工具、器具及び備品	29,245	純資産の部	
減価償却累計額	△21,787	株主資本	3,617,693
工具、器具及び備品（純額）	7,458	資本金	171,990
無形固定資産	23,386	資本剰余金	1,584,990
商標権	5,392	資本準備金	96,240
ソフトウェア	17,159	その他資本剰余金	1,488,750
その他	834	利益剰余金	1,860,713
投資その他の資産	69,184	利益準備金	750
出資金	10	その他利益剰余金	1,859,963
長期前払費用	2,250	繰越利益剰余金	1,859,963
繰延税金資産	45,418	純資産合計	3,617,693
その他	21,505	負債純資産合計	4,073,825
資産合計	4,073,825		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年 9 月 1 日から
2025年 8 月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		4,409,577
売上原価		1,851,044
売上総利益		2,558,533
販売費及び一般管理費		1,609,226
営業利益		949,306
営業外収益		
受取利息	15	
違約金収入	6,263	
補助金収入	3,500	
業務受託料	434	
その他	634	10,849
営業外費用		
上場関連費用	19,283	
固定資産除却損	131	
その他	0	19,415
経常利益		940,739
特別利益		
新株予約権戻入益	2,020	2,020
税引前当期純利益		942,760
法人税、住民税及び事業税	244,323	
法人税等調整額	46,133	290,457
当期純利益		652,302

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年 9 月 1 日から
2025年 8 月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金
						繰越利益 剰余金
当期首残高	100,000	24,250	1,488,750	1,513,000	750	1,207,660
当期変動額						
新株の発行	71,990	71,990		71,990		
当期純利益						652,302
新株予約権の 放棄						
当期変動額合計	71,990	71,990	—	71,990	—	652,302
当期末残高	171,990	96,240	1,488,750	1,584,990	750	1,859,963

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計		
	利益剰余金合計			
当期首残高	1,208,410	2,821,410	2,020	2,823,430
当期変動額				
新株の発行		143,980		143,980
当期純利益	652,302	652,302		652,302
新株予約権の放棄			△2,020	△2,020
当期変動額合計	652,302	796,282	△2,020	794,262
当期末残高	1,860,713	3,617,693	—	3,617,693

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・原材料・貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	6年～22年
工具、器具及び備品	2年～10年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分）	5年（社内における見込み利用可能期間）
商標権	10年

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 商品及び製品の販売

商品事業においては、主に化粧品企画製造ならびに販売を行っております。製品等の販売においては、主に完成した製品等を顧客に供給することを履行義務としており、製品等を引き渡す一時点において顧客が当該製品等に対する支配を獲得することから、当該製品等の引渡時点等で収益を認識しております。ただし、通信販売については、出荷時から当該製品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

返品については、過去のデータ等に基づき予想返品発生率を見積り、期末日時点で返品等が見込まれる対価を返金負債として計上し当該金額を控除して収益を認識しております。また、返金負債の決済時に顧客から製品等を回収する権利については、売上原価を認識せず、返品資産を計上しております。

② ロイヤリティ収入

サロンフランチャイズ事業においては、フランチャイズ契約等による契約相手先への商標等の使用のほか、経営指導、店舗運営支援、技術指導等の対価としてロイヤリティ収入が生じております。ロイヤリティ収入は、契約相手先の売上等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して収益を認識しております。

③ 開業支援収入

サロンフランチャイズ事業においては、フランチャイズ加盟者の店舗開業支援の対価として開業支援収入が生じております。開業支援収入は、顧客との契約に基づき支払いを受けた金額を契約負債として計上し、履行義務が充足された時点でそれを収益として認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

(6) 会計方針の変更

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。）第65-2 項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

（棚卸資産の評価）

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	金額（千円）
商品及び製品	503,870
原材料及び貯蔵品	94,664

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は商品事業の棚卸資産の評価について、品目ごとに正味売却価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を正味売却価額まで減額しております。なお、滞留による収益性の低下の事実を反映するために、品目ごとに回転期間を計算し、一定の回転期間を超える棚卸資産を滞留在庫として帳簿価額を切り下げております。

棚卸資産の評価においては、直近の販売実績をベースに今後の需要予測を考慮して算定した販売見込数量及び販売価格を主要な仮定としております。

現在の状況及び入手可能な情報に基づき合理的と考えられる見積り及び判断を行っておりますが、流行や顧客の嗜好の変化、経済情勢の変化などにより見積りの前提となる販売計画の見直しや販売価格の急激な変化があった場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	100,000	2,450,000	—	2,550,000

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次のとおりであります。

株式分割による増加 2,400,000株
新株式発行による増加 50,000株

(2) 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高 (千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
第2回新株予約権	普通株式	22,449	538,776	561,225	—	—
第3回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
第4回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		22,449	538,776	561,225	—	—

- (注) 1. 第2回新株予約権の増加は、株式分割によるものです。
2. 第2回新株予約権の減少は、新株予約権の放棄によるものです。
3. スtock・オプションとしての第4回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	10,978	千円
賞与引当金	13,455	//
未払事業税	3,941	//
返金負債	2,190	//
未払家賃	2,490	//
資産除去債務	6,037	//
その他	6,970	//
繰延税金資産小計	46,063	千円
評価性引当金	—	//
繰延税金資産合計	46,063	千円

繰延税金負債

返品資産	644	千円
繰延税金負債合計	644	千円
繰延税金資産の純額	45,418	千円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1 %
賃上げ促進税制による税額控除	△1.0 %
税率変更による影響額	1.1 %
その他	0.0 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.8 %

- (3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

2025年6月30日の株式上場に際して行われた増資の結果、資本金が増加したことにより、外形標準課税が適用されることになりました。また、「所得税法等の一部を改正する法律」が2025年3月に国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が適用されることとなりました。

これらに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、2025年9月1日から2026年8月31日までに解消が見込まれる一時差異については従来の34.6%から30.6%に、2026年9月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の34.6%から31.5%になっております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産は5,383千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金の余資運用について預金等の安全性の高い金融資産で運用することとし、デリバティブ取引を利用した投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引権限や限度額等を定めた「与信管理規程」に基づき経営管理部が担当部署と連携して管理を行い、リスクの低減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんど2ヶ月以内の支払期日であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、「債権管理規程」に従い、営業債権について担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 資金調達に係る流動リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経営管理部が必要に応じて資金繰り計画を作成するとともに、手許流動性を売上高の２ヶ月分以上相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定において変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち72.7%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、現金及び当社の営業債権につきましては短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、これらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	商品事業	サロンフランチャイズ事業	
一時点で移転される財またはサービス	3,968,931	—	3,968,931
一定の期間にわたり移転される財またはサービス	—	440,646	440,646
外部顧客への売上高	3,968,931	440,646	4,409,577

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高等

契約負債は、履行義務の充足前に対価を受領した前受金であり、収益の認識に伴い取り崩しております。当社の契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約、及び知的財産のライセンス契約のうち売上高または使用量に基づくロイヤリティについて、記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,418円70銭

(2) 1株当たり当期純利益 260円01銭

(注) 当社は2025年3月15日付で普通株式1株につき25株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年10月24日

株式会社リップス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 千 足 幸 男
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 檜 崎 律 子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リップスの2024年9月1日から2025年8月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年9月1日から2025年8月31日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、会計監査人及び内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び商品倉庫において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務執行に関する不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年10月24日

株式会社リップス 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 本 橋 唯 志 ㊟

社外監査役 飯 野 泰 子 ㊟

社外監査役 三 浦 太 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号

サピアタワー

ステーションコンファレンス東京 5階 503B C D会議室



【交通のご案内】

J R 東京駅新幹線専用改札口（日本橋口） 徒歩 1 分

J R 東京駅八重洲北口改札口 徒歩 2 分

東京メトロ東西線大手町駅（B 7 出口） 徒歩 1 分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮
くださいますようお願い申し上げます。